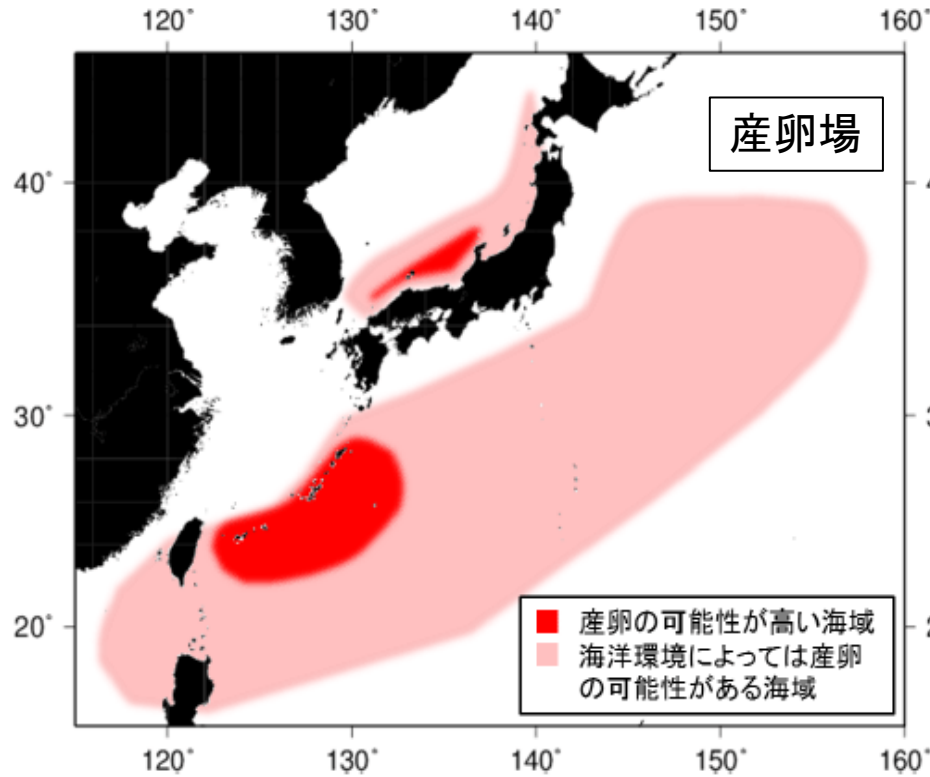


太平洋クロマグロをはじめとする マグロ類の資源管理の現状について

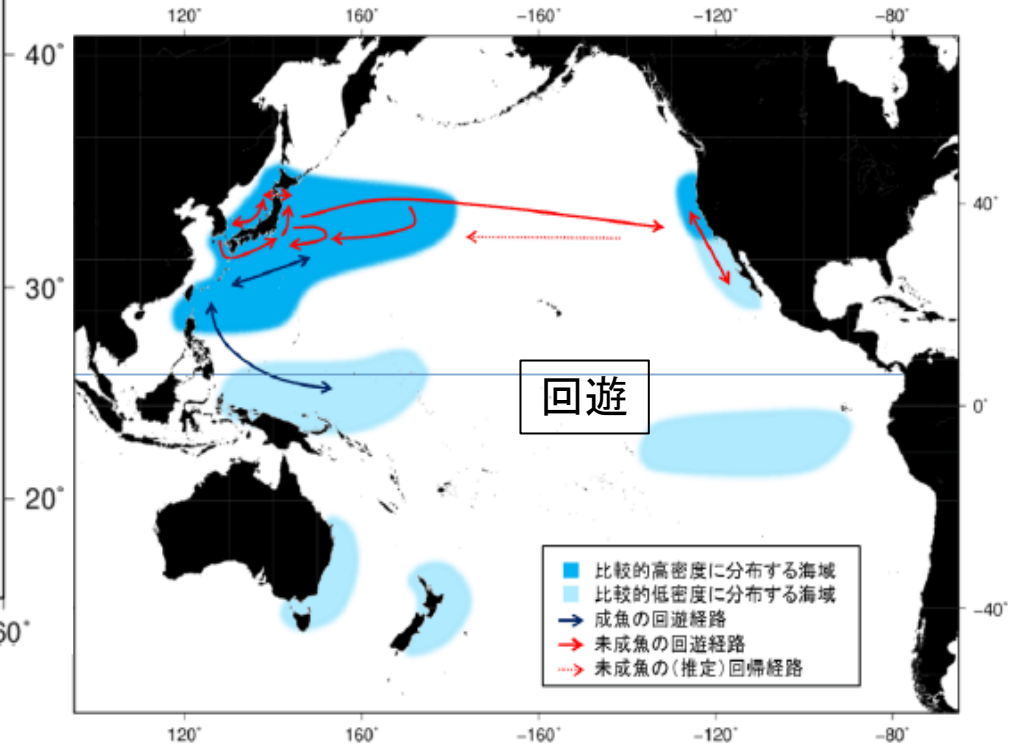
2021年11月
水産庁国際課
三輪 剛志

太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心(南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部)
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊(メキシコにより漁獲)



産卵期: 日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月

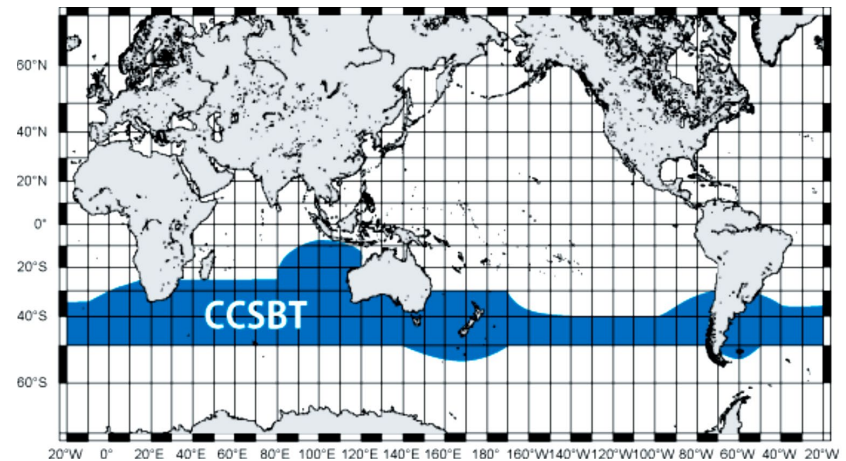
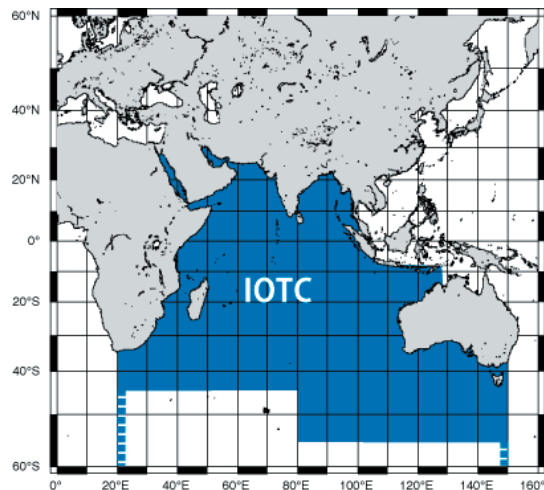
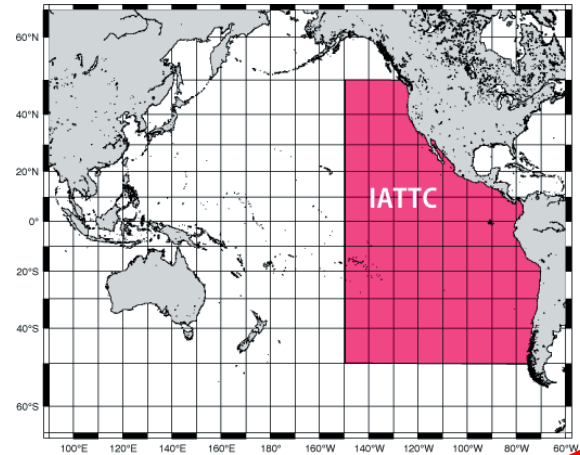
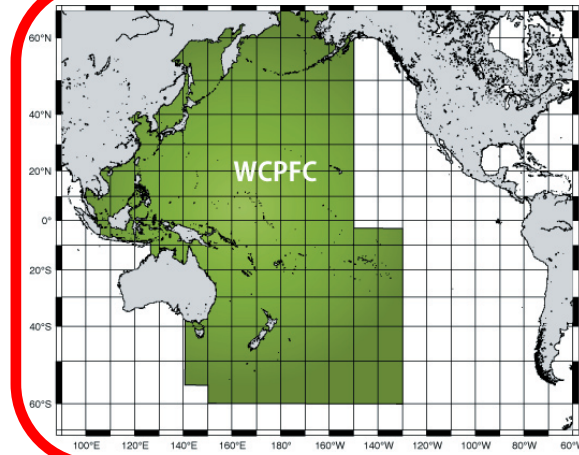
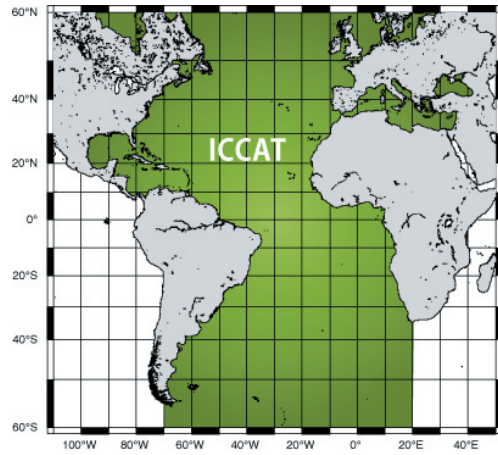


資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

7-1. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関(RFMO)

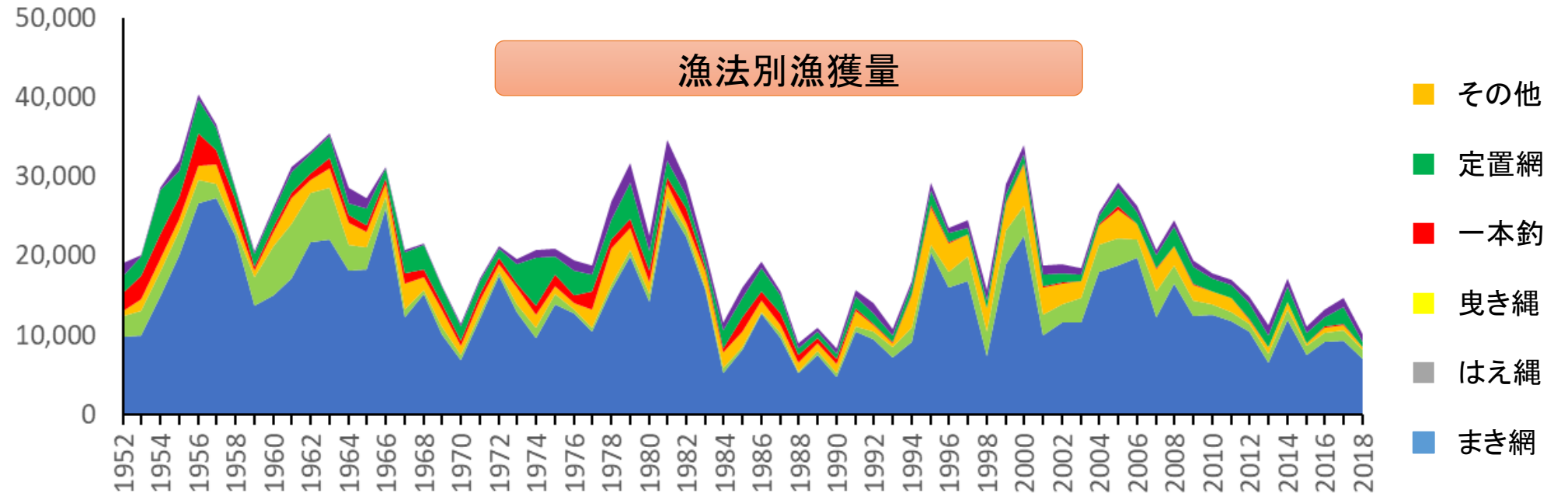
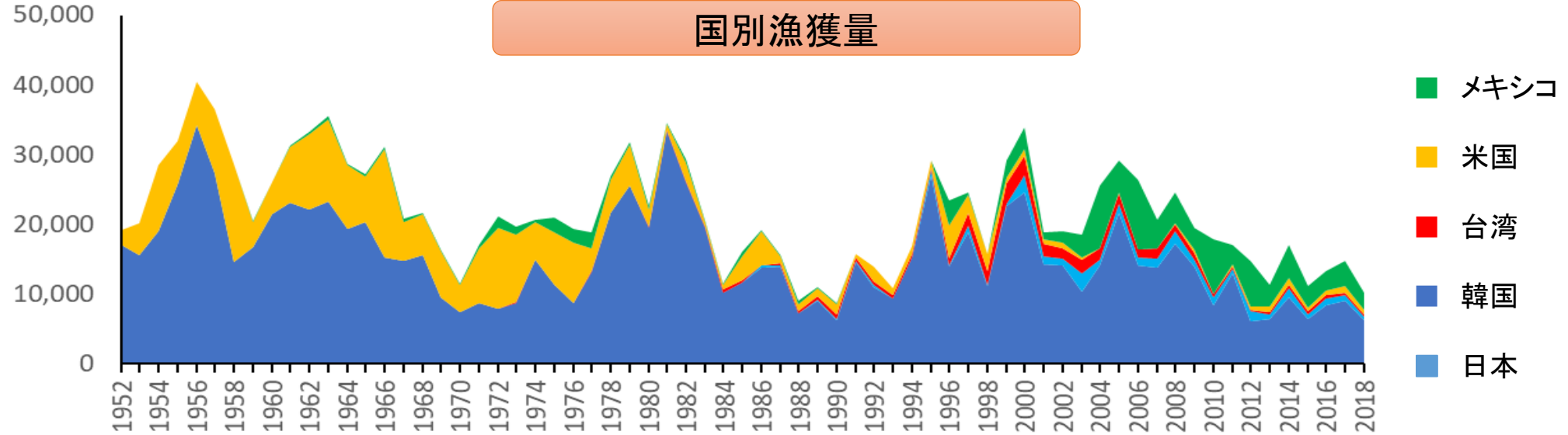
Tunas Regional Fisheries Management Organization

- 5つのRFMOが全世界の海洋を管理。我が国はすべてのRFMOに加盟。
- RFMOは魚種ごとの資源状況等を踏まえ種々の資源管理措置を実施。
- 我が国にとって特に重要なのは、我が国排他的経済水域を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)と大西洋くろまぐろを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)。



太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況

漁獲量(トン)



国際委員会における決定事項

資源管理措置

(1) 中西部太平洋: WCPFC

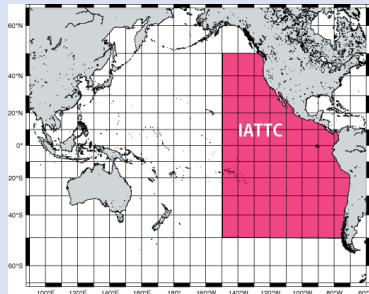
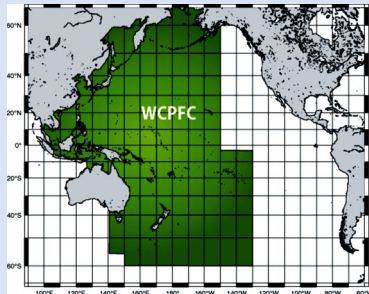
- ① 30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。
(日本: 8,015トン→4,007トン)
- ② 30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。
(日本: 4,882トン)

※以下は2021年に限った措置

- ③ 漁獲上限の未利用分は翌年に繰越し可能。(漁獲上限の17%まで)
- ④ 小型魚漁獲上限を大型魚に振替可能。

(2) 東部太平洋: IATTC

- ① 商業漁業については、2021年の漁獲上限は3,952トンを超えないものとする。



WCPFC及びIATTCにおける漁獲戦略

① 暫定回復目標

「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的な中間値まで回復させる」

② 次期回復目標(親魚資源量を歴史的な中間値まで回復させた後の目標)

「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%まで回復させる」

③ 長期管理方策

A. 漁獲制御ルール

「暫定回復目標」の達成確率が

(ア) 60%を下回った場合、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化。

(イ) 75%を上回った場合、(i)「暫定回復目標」の70%以上を維持し、かつ、(ii)「次期回復目標」の60%以上を維持する範囲で、増枠が検討可能。

B. 管理基準値

「目標管理基準値(長期的に維持すべき資源の水準)」や「限界管理基準値(資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準)」は、2018年から議論を開始。

「増枠」シナリオに基づく将来予測

	中西部太平洋		東部太平洋	暫定回復目標の達成確率	次期回復目標の達成確率
	小型魚	大型魚			
1	ともに+5%		+5%	100%	98%
2	ともに+10%		+10%	100%	96%
3	ともに+15%		+15%	99%	94%
4	ともに+20%		+20%	99%	91%
5	増加なし	+500トン	+500トン	100%	98%
6	増加なし	+600トン	+400トン	100%	98%
7	増加なし	+1,650トン	+660トン	99%	97%
8	+125トン	+375トン	+550トン	100%	98%
9	+250トン	+250トン	+500トン	100%	97%
10	+5%	+1,000トン	+500トン	100%	97%
11	+5%	+1,300トン	+700トン	99%	96%
12	+10%	+1,300トン	+700トン	99%	95%

全てのシナリオが、WCPFCのルール（暫定回復目標の達成確率が70%以上等）を満たすため、「増枠」の検討が可能。

令和3管理年度の漁獲状況(令和3年8月31日時点、令和3年9月28日公表)

(単位:トン)

30kg未満小型魚	1,423.2	【漁獲可能量	4,438.1	】	(消化状況	32.1 %)
		(うち 留保	253.0)		
大臣管理区分	722.2	【漁獲可能量	1,651.8	】	(消化状況	43.7 %)
くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業	608.5	【漁獲可能量	1,535.2	】		
くろまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等	33.6	【漁獲可能量	48.4	】		
▲ くろまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業	80.3	【漁獲可能量	68.2	】		
都道府県	701.0	【漁獲可能量	2,533.3	】	(消化状況	27.7 %)

都道府県別漁獲状況



令和3管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	17.4	32.6
△ 山形県	15.3	16.6
新潟県	60.6	95.2
富山県	38.2	111.1
石川県	31.4	103.1
福井県	5.6	29.4
京都府	0.0	26.9
兵庫県	0.1	5.8
鳥取県	0.8	10.0
島根県	15.5	101.1
山口県	2.3	112.4
福岡県	3.6	16.8
佐賀県	0.1	4.0
長崎県	121.5	827.7
熊本県	0.8	12.7

北海道

青森県
秋田県
山形県
岩手県
宮城県

都道府県	実績	漁獲可能量
北海道	55.5	94.9
青森県	233.4	339.8
岩手県	49.1	91.5
宮城県	15.5	71.9
福島県	0.1	12.8
茨城県	0.6	27.9
千葉県	1.9	67.5
東京都	1.7	14.9
神奈川県	1.7	44.1
静岡県	1.0	33.3
愛知県	0.0	0.1
三重県	6.3	37.3
大阪府	0.0	0.1
和歌山県	2.4	32.1
岡山県	0.0	0.1
広島県	0.0	0.3
徳島県	0.8	15.4
香川県	0.0	0.1
愛媛県	0.5	14.8
高知県	12.1	85.9
大分県	0.2	3.7
宮崎県	1.8	21.1
鹿児島県	4.6	18.2
沖縄県	0.0	0.1

長崎県
佐賀県
福岡県
熊本県
鹿児島県
宮崎県

山口県
島根県
鳥取県
岡山県
愛媛県
香川県
高知県
徳島県

兵庫県
京都府
福井県
石川県
富山県
新潟県
大阪府
和歌山県
三重県
愛知県
静岡県

福島県
茨城県
神奈川県
東京都
千葉県

沖縄県

△ 漁獲可能量の7割(黄色)
▲ 漁獲可能量超過(灰色)

※1 漁獲可能量は、2021年7月30日公表の値を使用。

※2 実績は少数第二位を切り上げで表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

令和3管理年度の漁獲状況(令和3年8月31日時点、令和3年9月28日公表)

(単位:トン)

30kg以上大型魚	3,760.1【漁獲可能量	5,961.9】	(消化状況	63.1%)
	(うち 留保	81.7)		
△ 大臣管理区分	3,132.8【漁獲可能量	3,896.7】	(消化状況	80.4%)
△ くらまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業	2,778.1【漁獲可能量	3,315.0】		
△ くらまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等	9.1【漁獲可能量	10.3】		
くらまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業	345.7【漁獲可能量	571.4】		
都道府県	627.4【漁獲可能量	1,983.5】	(消化状況	31.6%)

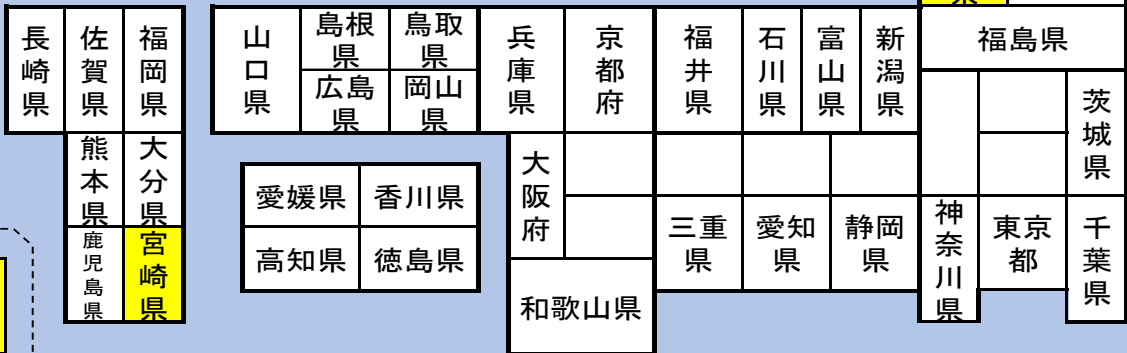
都道府県別漁獲状況



令和3管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	5.2	43.5
△ 山形県	14.3	14.4
新潟県	34.2	83.6
富山県	1.4	16.0
石川県	7.1	38.9
福井県	2.0	18.6
京都府	4.9	34.0
兵庫県	1.0	11.6
鳥取県	0.5	1.6
島根県	16.6	30.6
山口県	10.5	36.6
福岡県	0.5	7.9
佐賀県	0.0	8.2
長崎県	18.5	177.9
熊本県	2.2	3.8

都道府県	実績	漁獲可能量
北海道	128.6	293.9
青森県	132.6	543.1
岩手県	7.8	75.8
宮城県	2.4	28.4
福島県	0.0	1.0
茨城県	0.1	7.0
千葉県	2.2	52.1
東京都	2.4	39.9
神奈川県	0.6	10.8
静岡県	0.2	33.0
愛知県	0.0	1.0
三重県	3.6	37.8
大阪府	0.0	1.0
和歌山県	0.3	39.0
岡山県	0.0	1.0
広島県	0.0	1.0
徳島県	4.2	9.9
香川県	0.0	1.0
愛媛県	0.0	6.6
高知県	9.1	20.7
大分県	0.0	6.9
△ 宮崎県	18.4	25.3
鹿児島県	4.3	16.5
△ 沖縄県	193.2	203.6



△ 漁獲可能量の7割(黄色)
▲ 漁獲可能量超過(灰色)

※1 漁獲可能量は、2021年7月30日公表の値を使用。

※2 実績は少数第二位を切り上げで表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

「第5管理期間以降の配分の考え方」のポイント

○ 平成30(2018)年のくろまぐろ部会でとりまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」のポイントは、以下のとおり

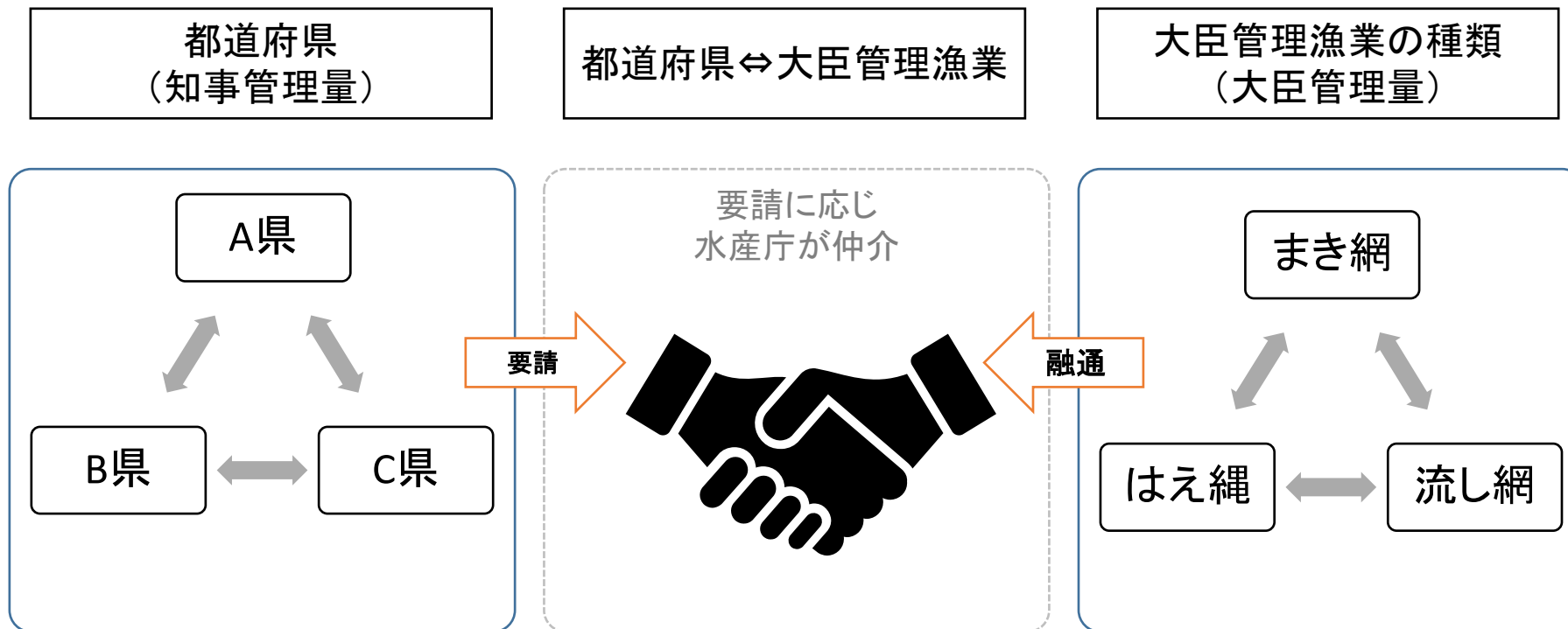
- 第5管理期間以降の基礎的な配分は、**WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))**を基本として、**近年の漁獲実績(平均漁獲実績)**を勘案して配分するもの(第4管理期間と同様)とし、配慮すべき事項は留保から配分。
- 実績以外に配慮すべき事項としては、
 - ① **混獲回避の負担、経営の依存度等を考慮**し、大型魚については、管理体制が整っていない沿岸漁業等へ配慮。
 - ② **資源評価に用いるデータの収集を考慮**し、「沿岸漁業の一部ひき縄漁業」及び「近海かつお・まぐろ漁業(はえ縄)」に対して配慮。
- その他管理について、各都道府県等の漁獲枠の遵守を基本としつつ、**漁獲枠の融通の仕組み**を策定。

融通の基本原則

1. 配分量の融通は、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、円滑な漁獲管理と漁獲可能量の有効利用を促す取り組みである。
2. 融通を行う者同士の合意を前提とし、等量交換、不等量交換、譲渡のいずれも許容する。
3. 融通の形態については、①小型魚(30キログラム未満)と大型魚(30キログラム以上)の交換、②今管理期間と翌管理期間の間の交換、③譲渡のいずれかにより行う。
4. 融通の上限値を規定し、融通後の数量の遵守義務を明示する。
5. 他の都道府県等に融通したことで配分量が減少した後、突発的な来遊により配分量を超過するリスクが生じた場合は、国の留保を放出して対応する。

配分量の融通のイメージ

- 我が国の漁獲可能量は資源管理基本計画において、大臣管理漁業と都道府県に分けていることから、まずはその範囲内で融通を行う。なお、都道府県内の地域や漁業者に消化状況のばらつきがある場合、当該都道府県内での融通を積極的に行う。
- 大臣管理漁業と都道府県の間での融通については、都道府県からの要請に応じ水産庁が仲介を行う。



広調委の承認制について（沿岸くろまぐる漁業）①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐる漁業」とし、

- ① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入（届出隻数1.3万隻）、
- ② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行（承認隻数1.7万隻（R3.5現在））、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新している。令和2年5月に発出した委員会指示に基づく承認期間は令和3年3月31日までであったため、令和2年12月に行われた各広域漁業調整委員会において新たな委員会指示を発出し、今回で4回目の更新となる承認の更新手続きを行った。

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

2. 新たな広域漁業調整委員会指示※の概要

これまでと同様に、「過去5年間の実績者」を承認対象とすることで、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進。

(1) 承認条件

① 旧被承認者として過去5年間に1kg以上の漁獲実績を有すること

ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 承認期間について

令和3年4月1日～令和5年3月31日まで

なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定するものとする。

※太平洋広域漁業調整委員会指示第37号
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第63号
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号

(令和2年12月2日発出)
(令和2年12月9日発出)
(令和2年12月14日発出)

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）③

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入
漁獲実績報告の義務化
（平成23年4月から順次実施）

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握
（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
の海域区分

太平洋広域漁業
調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

- 平成26年4月1日以降
- 届出制から承認制へ移行
広域漁業調整委員会の指示
に基づき隻数制限を導入
 - 平成27年1月 更新1回目
 - 平成29年1月 更新2回目
 - 平成30年7月 更新3回目
 - 令和2年7月 期間延長
 - 令和3年4月 更新4回目
：「過去5年間の実績者」
を承認対象とすることで、
太平洋クロマグロの管理を
なお一層推進

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4
北海道	969	863	844	835	石川県	1027	985	298	289	山口県	1816	1647	1119	1059
青森県	2068	1938	1723	1641	福井県	304	282	268	250	徳島県	492	476	417	417
岩手県	119	99	0	8	静岡県	1025	1011	957	947	香川県	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	愛知県	1	1	1	0	愛媛県	90	90	36	36
秋田県	175	174	131	131	三重県	1077	990	877	838	高知県	2949	2692	2142	1802
山形県	150	150	142	139	京都府	264	264	264	247	福岡県	668	556	534	521
福島県	719	714	703	627	大阪府	11	11	6	6	佐賀県	46	45	45	45
茨城県	367	347	314	296	兵庫県	253	251	248	248	長崎県	2503	2503	2457	2455
千葉県	580	545	445	445	和歌山県	1897	1733	1207	1191	熊本県	134	114	59	59
東京都	526	515	444	431	鳥取県	651	580	56	56	大分県	146	139	28	21
神奈川県	323	297	277	265	島根県	1054	1002	960	958	宮崎県	669	568	567	568
新潟県	186	164	57	57	岡山県	0	0	0	0	鹿児島	519	467	335	332
富山県	270	262	172	170	広島県	1	1	1	0	沖縄県	4	4	4	1
										合計	24086	22511	18147	17,412

注1：黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

クロマグロの養殖業①～管理内容

クロマグロ養殖の実績報告の義務化

クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況及び出荷状況）の報告を義務付け

※ 暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表（毎年3月）

クロマグロ養殖の管理強化に関する大臣指示

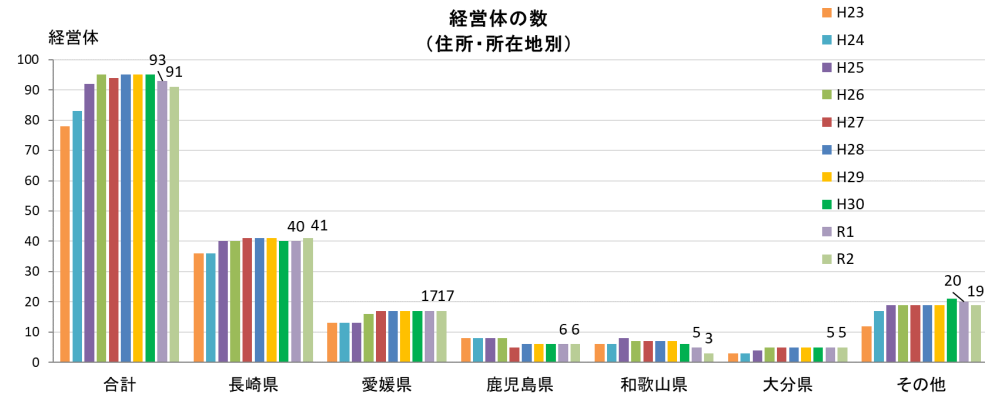
2020年11月27日発出

2020年11月27日以降、引き続き

- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないよう、**海区漁場計画の作成又は変更を行わなければならない。**
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年より増加することのないよう、**漁業権に生け簀の形状、規格及び台数等に係る制限・条件を付けなければならないこと。**

※ 人工種苗向けの漁場は、上記指示の適用外

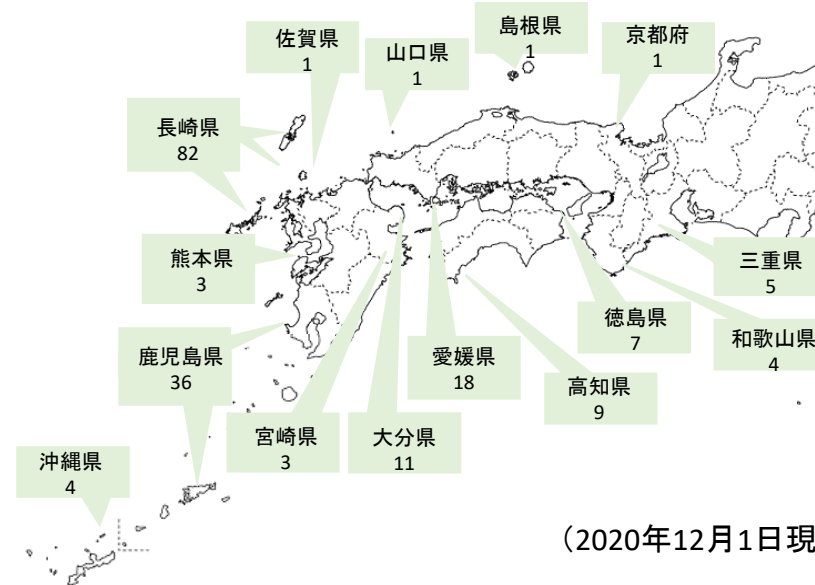
経営体の数（全国計：91経営体）



注1：個人にあっては住所、法人にあっては本社の住所により計上。

注2：その他は、三重県、東京都、徳島県、高知県、島根県、山口県、佐賀県、熊本県、沖縄県。

全国のクロマグロ養殖場（全国計：186漁場）



（2020年12月1日現在）

クロマグロ遊漁への取組①

○ 遊漁におけるクロマグロの資源管理について

<基本的な考え方>

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の管理に歩調を合わせて実施。

- ・国と都道府県は協力して、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせて対応。
- ・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各ホームページやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

○ 資源管理基本方針への遊漁者に対する指導の明記について

資源管理基本方針

第8 その他資源管理に関する重要事項

4 遊漁者に対する指導

国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

○ 遊漁におけるクロマグロ採捕量調査について

◇遊漁船調査(マグロを対象とした遊漁船への調査)

○令和2年調査結果：(調査期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日)

全重量：15.8トン(集計値)
うち小型魚(30kg未満)重量：5.6トン(うち、リリース分を除いた重量：3.4トン)
うち大型魚(30kg以上)重量：10.2トン

- ・令和2年から、対象を全ての遊漁船に拡充し調査

◇プレジャーボート調査

- ・母集団や対象者を特定することが難しく、統計的な調査を行うことは困難。
- ・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、微小と考えられる。
- ・プレジャーボートを含む遊漁者からの採捕報告アプリの開発を進める。

クロマグロ遊漁への取組②

- 令和3年6月1日より広域漁業調整委員会指示により規制を導入し、遊漁者による資源管理の定着を図るとともに、遊漁者が委員会指示等に違反して採捕したクロマグロを取り扱わないよう市場関係者に要請。
- 想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となったことから、令和3年6月17日より本年12月末までの期間、日本海・九州西海区においてクロマグロを目的とした遊漁を控えるよう協力要請。

① 採捕の制限

クロマグロ小型魚(30キログラム未満)

採捕を禁止。意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流しなければならない。

クロマグロ大型魚(30キログラム以上)

採捕した場合には、尾数、総重量、採捕した海域等を水産庁に報告しなければならない。

② 流通の制限

遊漁者が委員会指示等に違反して採捕したクロマグロを取り扱わないよう市場関係者に要請



③ 協力要請

都道府県、全漁連、遊漁団体に対し、日本海・九州西地区における本年12月末までのクロマグロを目的とした遊漁を控えるよう協力を要請するとともに、水産庁ホームページでも公表。

【参考】

(1)遊漁者からの採捕報告数量
総重量:10.8トン

(うち日本海・九州西地区9.9トン)

報告期間:R3.6.1~6.16

(2)遊漁船調査による集計値(令和2年)

総重量:10.2トン

報告期間:R2.1.1~12.31

クロマグロ遊漁への取組③

- ・上記取組を行ったにもかかわらず、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕が高水準で推移すれば、漁獲可能量制度に基づくクロマグロ資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。
- ・以上のことから、遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めた。

○ 遊漁者のクロマグロ(大型魚)の採捕の制限に係る委員会指示の概要

1 クロマグロ(大型魚)の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕が漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示(※)する。

遊漁者は、公示により、クロマグロ(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、クロマグロ(大型魚)を採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年8月21日から令和4年5月31日までとする。

※8月20日に8月21日から令和4年5月31日までを禁止期間として公示した。

○ 指示に違反した者への対応方針について

1 委員会指示の適切な実施を図るための対応

(1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、速やかに事務局として委員会会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施(必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施)。

(2) 会長は、水産庁が実施した調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2 対応方針

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合、農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。

(2) 裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告。

クロマグロ遊漁の資源管理の方向性

- 遊漁の資源管理は、**不特定多数の遊漁者が対象**
- 罰則を伴う規制の導入には、**十分な周知期間**を設け、**試行的取組を段階的に進める**ことが妥当



試行的取組①

- 基本的な考え方について広く呼びかけ
- 資源管理基本方針への明記
- 採捕量調査

試行的取組②

- 各都道府県の管理状況を取りまとめ
- 水産庁ホームページで公表
- 随時更新

試行的取組③

- 広域漁業調整委員会指示に基づく採捕の制限
- 市場関係者への要請による流通の制限
- 採捕状況に応じた協力要請



広域漁業調整委員会指示による運用と周知を図った上で、その**運用状況や定着の程度を踏まえ**つつ、漁業と同じレベルの**本格的なTACによる数量管理に段階的に移行**していく。

新漁業法に基づくTAC配分とIQ管理の流れ

1. TACは、
・大臣管理区分
・都道府県
ごとに配分

2. 管理区分ごとに、
管理の手法(総量
管理・IQ管理)等を
定める

3. 漁船ごとに、
漁獲割当割合を設定
(有効期間2年)

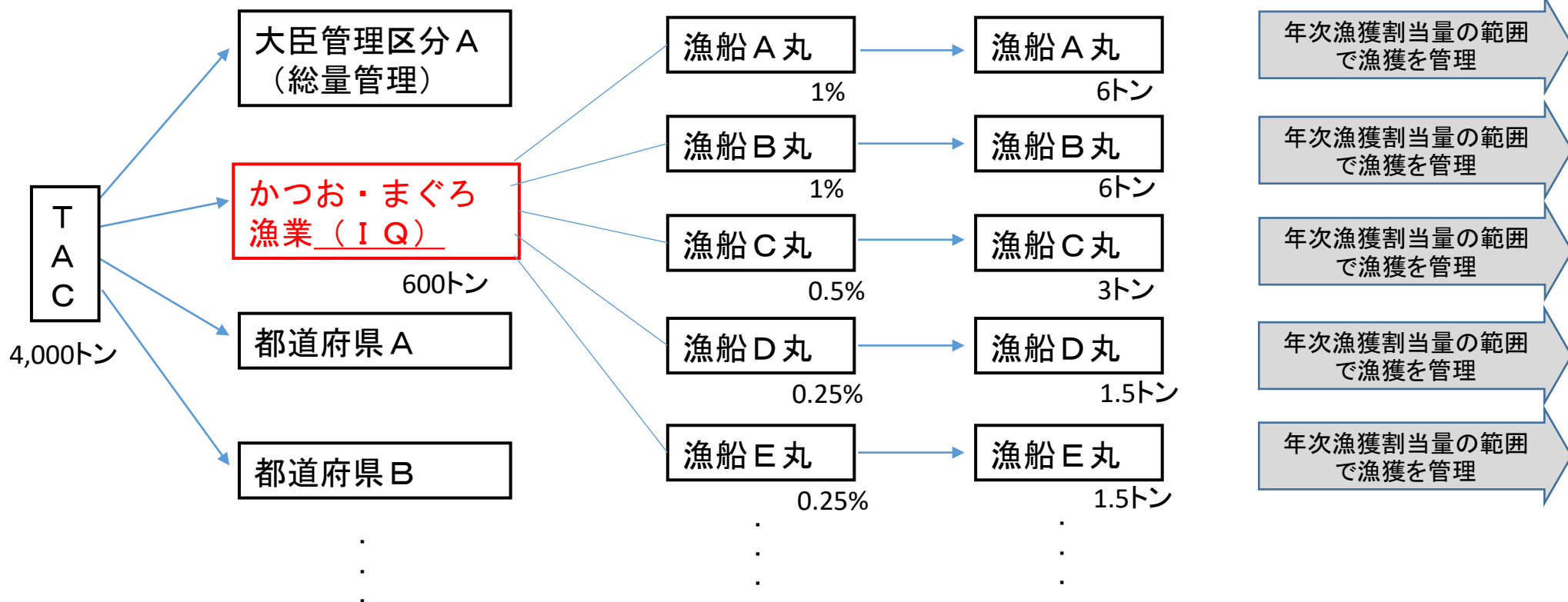
4. 漁船ごとに、
年次漁獲割当量
(IQ)を設定
(有効期間1年間)

5. 漁船ごとに、
年次漁獲割当量の範
囲で漁獲を管理
(超過すると違反)

漁業者からの
申請が必要!

大臣管理区分の配分数量
× 漁獲割当割合
= 年次漁獲割当量

注: 原則、採捕停止命
令の発出は行われない。
→ 自己責任により遵守。



資源管理基本方針(法第11条)

特定水産資源(TAC魚種)ごとの大臣管理区分・管理の手法等について定める。(農林水産省告)

1. 大臣管理区分及び漁獲量の管理の手法

特定水産資源ごとに大臣管理区分を設定し、大臣管理区分ごとに漁獲量の管理の手法を規定。

＜例＞ 令和3管理年度において、くろまぐろ（大型魚）の「かつお・まぐろ漁業」については、1月～3月、4月～12月の期間別に設定し、管理の手法は漁獲量の総量の管理。

2. 漁獲割当割合

- ・ 漁獲割当割合の有効期間、設定基準、申請期限、設定日、設定者の資格等を規定。
- ・ 漁獲割当割合の有効期間は5年が原則。ただし資源の特性・採捕実態を勘案し、短縮可能。
＜例＞ 大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろでは、漁獲割当割合の有効期間は1年。
- ・ 漁獲割当割合の設定の基準は、船舶ごとの漁獲実績、採捕の実態等を勘案して定める。
＜例＞ 大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろでは直近3か年の漁獲実績に基づくシェアを基礎として設定。

3. その他

- ・ 年次漁獲割当量（I Q）の設定日、漁獲量等の報告に関する期限等を規定。
(原則陸揚げ日から3日以内。参考：みなみまぐろでは採捕をした日の翌日まで)

漁業法に基づく I Q 管理の制度設計に向けた検討事項②

漁獲可能量(TAC)の設定に関する告示(法第15条)

- ・資源管理基本方針に即して漁獲可能量を設定し、大臣管理区分及び都道府県に配分

漁獲割当管理原簿(法第20条)

- ・農林水産大臣が漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しを管理

漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転に関する手続(法第21条及び22条)

- ・漁獲割当割合の移転 ⇒許可の代船・承継等に伴う移転、同一船主内での移転が可能。
- ・年次漁獲割当量の移転 ⇒漁獲割当割合を持つ漁船間で移転が可能。(異なる船主で可)
- ・いずれの場合でも大臣の認可が必要。

公的 I Q における罰則等の概要

- 年次漁獲割当量（I Q）を超えて採捕した場合

- ⇒ 3 年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ⇒ 漁獲物等の没収又はその価額の追徴
- ⇒ I Q 超過して漁獲した数量に応じて、翌年の I Q から差し引き
- ⇒ 漁獲割当割合を削減

- 漁獲量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

- ⇒ 6 月以下の懲役又は30万円以下の罰金

かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）IQ制度の概要

- 1 操業可能期間： 1年間(1月1日⇒12月31日)
- 2 漁獲割当割合の設定対象者：
「かつお・まぐろ漁業」のうち、「浮きはえ縄」を使用する150トン未満の漁船
- 3 漁獲割当割合の有効期間： 2年間(最初の有効期間は、2022～2023年)
- 4 漁獲割当割合設定の基準：
(申請者が申請した漁獲割当割合の合計が100%を超える場合)
漁獲割当割合申請者に対し、以下のとおり配分
 - ① かつお・まぐろ漁業への配分量の70%を、2018～2020年の漁獲量に応じて得た割合により配分
 - ② かつお・まぐろ漁業への配分量の30%を、申請のあった船舶の総数で均等配分

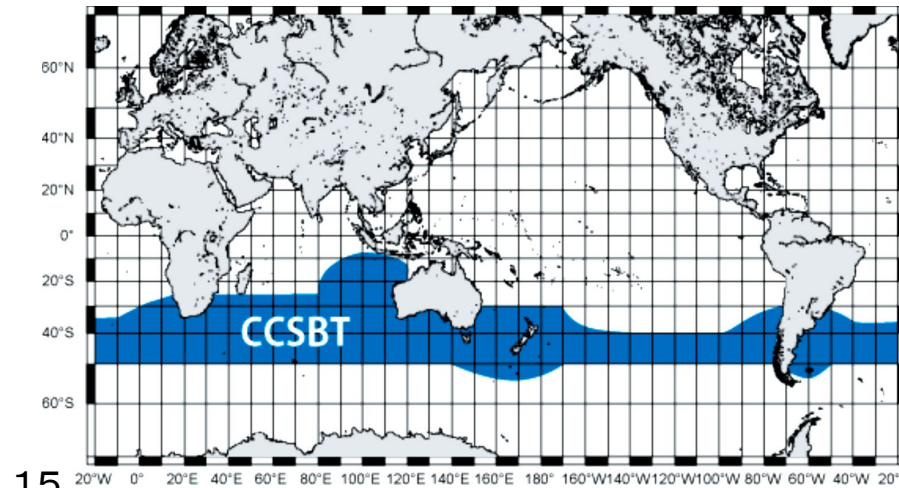
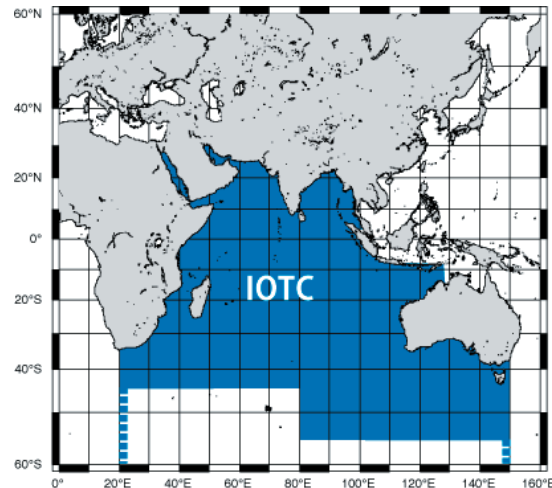
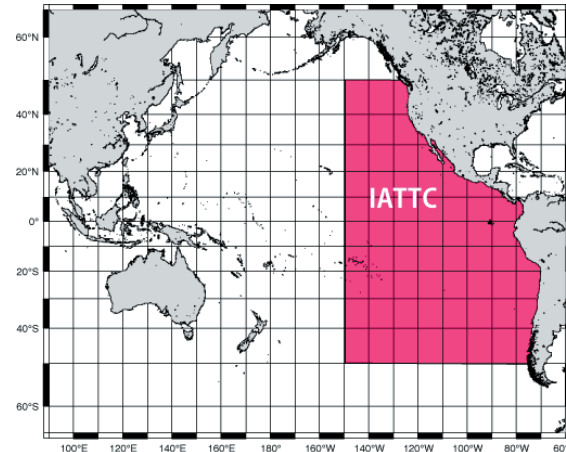
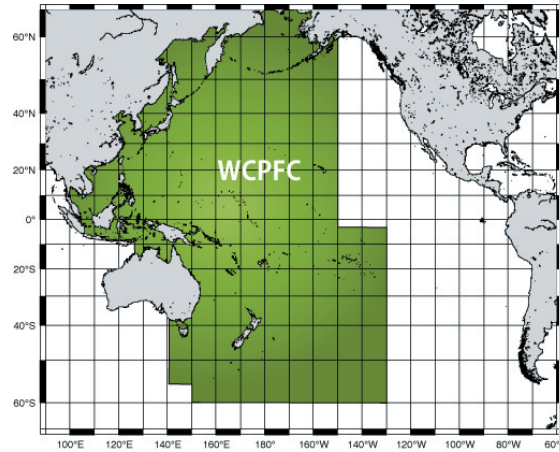
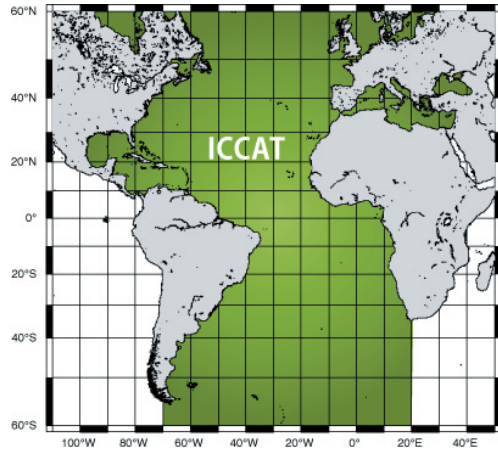
(※それぞれの漁業者が申請した漁獲割当割合が、上記配分より小さい場合、申請した割合で配分される)
- 5 漁獲割当割合の申請期限：令和3年11月15日まで
- 6 漁獲割当割合の設定期限：令和3年12月15日まで

かつお・まぐろ類に関する国際情勢について

7-1. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関(RFMO)

Tunas Regional Fisheries Management Organization

- 5つのRFMOが全世界の海洋を管理。我が国はすべてのRFMOに加盟。
- RFMOは魚種ごとの資源状況等を踏まえ種々の資源管理措置を実施。
- 我が国にとって特に重要なのは、我が国排他的経済水域を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)と大西洋くろまぐろを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)。



8. 主要なかつお・まぐろ類の資源状況


魚種	ICCAT 大西洋	IOTC インド洋	IATTC 東部太平洋	WCPFC 中西部太平洋	CCSBT ミナミマグロ
クロマグロ	東大西洋： 高位／増加 西大西洋： 中位／減少	—	低位／増加		—
ミナミマグロ	—	—	—	—	低位／増加
メバチ	低位／横ばい	中位／減少	中位～低位／ 横ばい	中位／横ばい	—
キハダ	低位／横ばい	低位／減少	低位／横ばい	中位／減少	—
ビンナガ	北大西洋： 中位／増加 南大西洋： 中位／増加	中位／減少	—	北太平洋： 中位／横ばい 南太平洋： 高位／減少	—
カツオ	西部： 中位／横ばい	中位／横ばい	調査中	高位／減少	—

(注)「資源水準／資源動向」の順に表示

資料：水産庁「令和2年度 国際漁業資源の現況」

資源水準：過去20年以上にわたる資源量(及び漁獲量)の推移から、「高位、中位、低位」の3段階に区分
 資源動向：資源量や漁獲量の過去5年間の推移から「増加、横ばい、減少」に区分。


7-2. RFMOにおける主な規制措置



WCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員会)

<年次会合: 毎年12月開催>


- ① 熱帯マグロ (メバチ・キハダ・カツオ)
 - (a) 熱帯水域のまき網漁業
 - ・集魚装置 (FAD) 操業の禁止 (3ヶ月)
 - ・公海は追加で2ヶ月FAD操業禁止
 - ・島嶼国以外のメンバーは自国籍大型まき網漁船隻数凍結
 - (b) はえ縄漁業 我が国のメバチの漁獲枠は18,265トン。
- ② 太平洋クロマグロ
 - (a) 親魚資源量 (約2.1万トン) を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値 (約4.3万トン) まで回復させることを暫定回復目標とする。
 - (b) 30kg未満小型魚の漁獲量を2002~2004年平均水準から半減。
 - (c) 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002~2004年平均水準から増加させない。



IATTC (全米熱帯まぐろ類委員会)

<年次会合: 毎年7月又は8月開催>


- ① メバチ・キハダ (2021年の措置)
 - (a) まき網漁業: 72日間の禁漁及び集魚装置 (FADs) の使用数を大型まき網漁船で450個に制限。
 - (b) はえ縄漁業: 2007年の漁獲枠から5%削減。
- ② 太平洋クロマグロ
 - (a) 歴史的最低水準付近にある親魚資源量 (約2.1万トン) を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値 (約4.3万トン) まで回復させることを暫定回復目標とする。
 - (b) 商業漁業については、2021年の年間漁獲上限は3,925トンを超えないように管理。
 - (c) 漁獲のうち、30キロ未満の小型魚の漁獲比率を50%以下とするよう努力。



ICCAT (大西洋まぐろ類保存国際委員会)

<年次会合: 毎年11月開催>

- ① 総漁獲可能量 (TAC) の管理 (東大西洋クロマグロ 2019年漁期: 32,240t、2020年漁期: 36,000t、2021年漁期: 36,000t)。
- ② 30kg未満の大西洋クロマグロの採捕、保持、水揚げを原則禁止。
- ③ 保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、蓄養の監視措置等クロマグロの管理を強化。
- ④ 運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
- ⑤ クロマグロに対する漁獲証明制度 (CDS) の導入。



IOTC (インド洋まぐろ類委員会)

<年次会合: 毎年5月又は6月開催>

- ① キハダについて、各国漁獲量を、2014年水準から、まき網は15%、はえ縄は10%削減 (2014年の漁獲量がそれぞれ5,000トン超の国に適用)。
- ② まき網漁業について、小型魚が多く漁獲される集魚装置の使用可能回数の制限。
- ③ 運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。



CCSBT (みなみまぐろ保存委員会)

<年次会合: 毎年10月開催>

- ① MP (管理方式) によるミナミマグロの総漁獲可能量 (TAC) の管理。 (2021~2023年漁期: 17,647t)
- ② ミナミマグロに対する漁獲証明制度 (CDS) の導入。

※2021年3月1日現在の情報です。
最新の会議結果についてはプレスリリースをご覧ください。